

これだけは
知っておきたい

.....

独占禁止法の ポイント

平成4年7月発行

平成6年1月改訂

令和4年5月改訂

一般社団法人日本印刷産業連合会

刊行にあたり

去る2019年10月、印刷事業者26社による独占禁止法に抵触する事案が発覚しました。2年半にわたり公正取引委員会による調査が行われ、2022年3月に対象各社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令が発令されました。

独占禁止法は自由主義経済の基本ルールである公平で公正な取引を堅持するための法律であり、この基本ルールを揺るがす違反行為によって、印刷産業の社会的責任が問われる事態となったことは、誠に遺憾なことです。

また、公正取引委員会の措置を受けて、所管の経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課より、法令遵守及び再発防止徹底の要請を受けました。

日印産連では、再発防止策とその周知徹底策を策定していますが、その一環として、本誌『これだけは知っておきたい 独占禁止法のポイント』（令和4年改訂版）を刊行します。今回の改訂版では、「どのような行為が禁止されているか」、「違反するとどうなるか」について、過去に起こった事例や図解を交え、具体的に解説しています。

単に独占禁止法を知識として学ぶにとどまらず、二度と同じ過ちを繰り返すことの無いよう、再発防止のための遵法の精神を理解してほしいとの思いを込めて、全組合員に配布します。

つきましては貴社従業員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施する等、更なる取り組みの強化をよろしくお願いいたします。

一般社団法人日本印刷産業連合会
コンプライアンス推進部会



I. どのような法律か（独占禁止法の概要）	2
1. 制定・基本的考え方	2
2. 規制の概要	2
3. 公正取引委員会のガイドライン	4
4. 独占禁止法に基づく適用除外	4
II. どのような行為が禁止されているか（具体的行動ガイド）	5
1. カルテル・談合	5
2. 不公正な取引方法の例	7
3. 事業者団体での活動で禁止されている行為	8
III. 違反するとどうなるか（独占禁止法の運用）	10
1. 行政措置	10
2. 損害賠償・差止請求（25条、24条）	12
3. 刑事罰（89条～91条等）	12

I

どのような法律が (独占禁止法の概要)

1 制定・基本的考え方

(1) 独占禁止法の制定

独占禁止法の正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」であり、その運用を所管するのは公正取引委員会です。独占禁止法は、「企業の公正かつ自由な競争を促進することが、わが国経済の民主的な発展と、消費者の利益確保につながる」という考えに基づいて制定された法律です。

(2) 独占禁止法の基本的な考え方

独占禁止法の基本的な考え方は、競争秩序の維持が公共の利益であるという見地に立って、これに反するような「一切の事業活動の不当な拘束」を排除することにあります。自由経済社会は事業活動の自由を大前提としますが、自由を濫用する行為、端的に言えば競争をなくしてしまう行為、他の企業の競争の自由を奪う行為まで認めるものではありません。

2 規制の概要

独占禁止法に定められた主な禁止行為は「私的独占」、「不当な取引制限」及び「不公正な取引方法」です。（企業結合規制等その他の規制については、本書では省略します。）

(1) 私的独占の禁止（3条前段）

私的独占とは、どのような方法によるかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限することです。事業者が単独又は他の事業者と共同して、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為（排除型私的独占）や、株式取得などによってある事業者の事業活動に制約を加えて市場を支配しようとする行為（支配型私的独占）が該当します。

(2) 不当な取引制限（カルテル・談合）の禁止（3条後段）

- ⑦ 不当な取引制限とは、「事業者が…他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」と定義されていますが、端的に言えば、他の事業者と共同して競争を行わないようにすることです。

- ⑧ 不当な取引制限に該当する行為としては、カルテルと入札談合があります。
カルテルは、事業者が相互に連絡を取り合い、本来各事業者が自主的に決めるべき

商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決める行為です。

入札談合は、例えば、国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札に際し、事前に事業者間で受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為です。

(3) 不公正な取引方法の禁止（19条）

不公正な取引方法とは、公正な競争を阻害するおそれがある行為類型であり、これには①独占禁止法で定められているもの（2条9項1号～5号）と、②公正取引委員会が告示によってその内容を指定するもの（同条同項6号）があります。

㉞ 独占禁止法に定められているのは、以下の5つです。

- ・ 共同の取引拒絶（供給に関するもの）
- ・ 差別対価
- ・ 不当廉売
- ・ 再販売価格の拘束
- ・ 優越的地位の乱用

㉟ 公正取引委員会の告示指定には、全ての業種に適用される「一般指定」と、特定の事業者・業界を対象とする「特殊指定」があります。

◇一般指定

1項 共同の取引拒絶	9項 不当な利益による顧客誘引
2項 その他の取引拒絶	10項 抱き合わせ販売等
3項 差別対価	11項 排他条件付取引
4項 取引条件等の差別取扱い	12項 拘束条件付取引
5項 事業者団体による差別取扱い等	13項 取引の相手方の役員選任への不当 干渉
6項 不当廉売	14項 競争者に対する取引妨害
7項 不当高価購入	15項 競争会社に対する内部干渉
8項 欺瞞的顧客誘引	

◇特殊指定

新聞業における不公正な取引方法
特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法
大規模小売事業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法

(4) 補完法・特別法による規制

不公正な取引方法のうち、優越的地位の濫用に関連して、独占禁止法の補完法として下請代金支払遅延等防止法が制定されています。下請法と略称されるこの法律は、親事業者による受領拒否、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、返品、買ったたき等の下請事業

者に対する不当な取扱いを規制しています。

不公正な取引方法のうち、欺瞞的顧客誘引や不当な利益による顧客誘引に関連して、独占禁止法の特別法として、不当景品類及び不当表示防止法が制定されています。景品表示法と略称されるこの法律は、過大な景品類や虚偽・誇大な表示による不当な顧客誘引行為を規制しています。

(5) 事業者団体の規制（8条）

事業者団体とは、「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体」をいいます。2以上の事業者で構成される社団や財団、組合等の事業者団体も含まれます。

独占禁止法は、事業者団体による、一定の取引分野における競争の実質的な制限、一定の事業分野における事業者数の制限、構成事業者等の機能又は活動の不当な制限、事業者による不公正な取引方法をさせる行為等を禁止しています。

3 公正取引委員会のガイドライン

公正取引委員会は、各種ガイドラインを制定し、独占禁止法違反の判断基準・要素やよく問題となる類型について、行政庁の解釈・考え方を示しています。これらのガイドラインは法律と異なり裁判所の判断を拘束するものではありませんが、一定程度影響を与えるものであるといえますので、しっかりと確認しておく必要があります（公正取引委員会のウェブサイト参照。<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>）。

例：流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

4 独占禁止法に基づく適用除外

他の政策目的を達成する等の観点から、一定の分野・行為に関して、独占禁止法やその他の個別法において、独占禁止法の適用を除外する規定が設けられていることがあります。これには以下のようなものがありますが、適用除外事由に該当するかは慎重に判断する必要がありますことにご留意ください。

- ◆ 知的財産法による権利行使（21条）
- ◆ 一定の要件を備え、かつ法律に基づいて設立された組合（農業協同組合、生協等）による一定の行為（22条）
- ◆ 指定再販商品及び著作物に係る再販売価格の決定・維持（23条）

II

どのような行為が禁止されているか (具体的行動ガイド)

本項では、具体的にはどのような行為が禁止されるかを解説します。

1 カルテル・談合

(1) 価格競争の制限（価格カルテル）

競争者同士が共同して行う価格の競争制限的行為即ち価格カルテルは、競争制限行為の典型例です。特定の価格を合意する場合だけでなく、下限価格の協定、上限価格の協定、価格帯を設定する協定もすべて価格カルテルに該当します。また、明確な合意がなくとも、暗黙のうちに意思を連絡する行為も価格カルテルに該当します。例えば、ある事業者が他の事業者との間で価格引き上げに関する情報交換をしたのちに、同一かこれに準ずる行動に出た場合、意思の連絡を推認されることに注意が必要です。

<事例紹介①>

壁紙販売業者3社の価格カルテル（平成29年（措）第6号）

関係人3社が壁紙の販売価格の改訂の検討状況について情報交換を行い、1社が壁紙の販売価格を引き上げることとし、同社の引上げの内容に合わせて、他の2社も販売価格を引き上げることに合意した事例。

(2) 供給数量の制限（数量カルテル）

競争者同士が共同して行う供給数量等を制限する行為即ち数量カルテルも、競争制限行為とされます。数量カルテルには、生産数量、出荷数量、販売数量等を制限する協定のほか、原材料の購入数量や設備の運転制限を行うことにより実施する協定等、間接的な方法で行う場合も含まれます。

(3) 入札談合

入札の参加者や参加の可能性のある業者が、事前に話合い、受注予定者を決定し、残りの参加者が受注予定者より高い価格で入札するなどして受注予定者が受注できるように協力する行為は入札談合に当たります。入札談合は、入札によって本来あるべき競争を事業者が人為的に制限する行為であり、カルテルと同じように不当な取引制限に該当します。

民間事業者であっても、複数の事業者に見積価格等を提示させ、最も低い見積価格を提示した業者を受注者とすることがあります。このような場合に見積もりを求められた事業者の間で受注予定者を定め、それ以外の者が高い見積もりを出すことを行えば、競争が制限されます。このような受注調整（見積もり合わせ）も競争制限行為に該当します。

・<事例紹介②>・

印刷14社の高速道路磁気カードに関する談合（平成4年（勸）第11号）

関係人14社が共同して、日本道路公団が発注する高速道路磁気カードの受注価格の低落防止を図り、受注予定者を決定し、また受注予定者の決定を円滑に行うため、落札者は自己の受注数量の一部を他の者に下請発注することを定めていたとされた事例。課徴金納付命令の合計額は2億1460万円。

・<事例紹介③>・

印刷5社の首都高速回数券に関する談合（平成4年（勸）第12号）

関係人5社が共同して、首都高速道路公団からの発注の都度、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとされた事例。課徴金納付命令の合計額は4437万円。

・<事例紹介④>・

印刷等4社の社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールに関する談合（平成5年（勸）第9号）

関係人4社が、社会保険庁からの発注の都度、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとされた事例。その後、公正取引委員会による立ち入り調査を契機として、関係人4社はそれまでの方法を維持することが困難であるとの認識に至り、あらためてこれに代わる方法として、社会保険庁からの発注の都度、受注予定者を決定し、受注した者は受注したシール業務を他の3社のいずれかに下請け発注することとし、その際の発注価格を調整する方法等を用いることにより、必要に応じて次年度以降にわたり調整をすることを含め、4社間の利益の均等化を図ること決定した。当該事案は、勧告直後から再度の合意の下に繰り返し入札談合を行っていたとして公正取引委員会により刑事告発され、営業実務責任者らは競争入札妨害罪による刑事罰を受けた事例。課徴金納付命令の合計額は1億7057万円。

・<事例紹介⑤>・

印刷26社の日本年金機構が発注する「ねんきん定期便」データプリントサービス作成業務に係る入札談合（令和2年（措）第2号）

関係人26社が、日本年金機構が発注する「ねんきん定期便」に関し、過去の受注実績や仕様の作成等への協力状況等を勘案して、受注予定者及び受注予定者の入札価格（複数社が落札予定の場合には受注予定者、受注予定者毎の受注予定数量並びに受注予定者の中で最も高い価格で入札を行う者及びその者の入札価格）を決定し、受注予

定者は決定した価格を、受注予定者以外の者はそれより高い価格での入札を行ったとされた事例。課徴金納付命令の合計額は17億4161万円。

(4) 情報交換

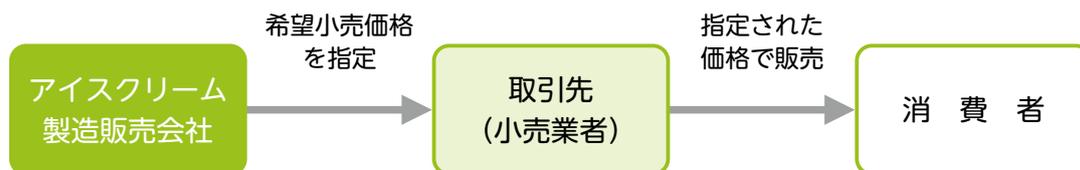
事業者が市場や産業等に関する客観的な資料や情報を収集したり、提供しあったりすることは直ちに違法とはなりません。しかし、このような活動を通じて、各社間に価格、数量、顧客、設備等の制限に関する暗黙の了解又は共通の意思の形成がなされるようになると、カルテル・談合等として違法となる可能性が生じることになります。

2 不公正な取引方法の例

「不公正な取引方法」のうち、印刷業界で特に留意すべき3つの類型について取り上げます。

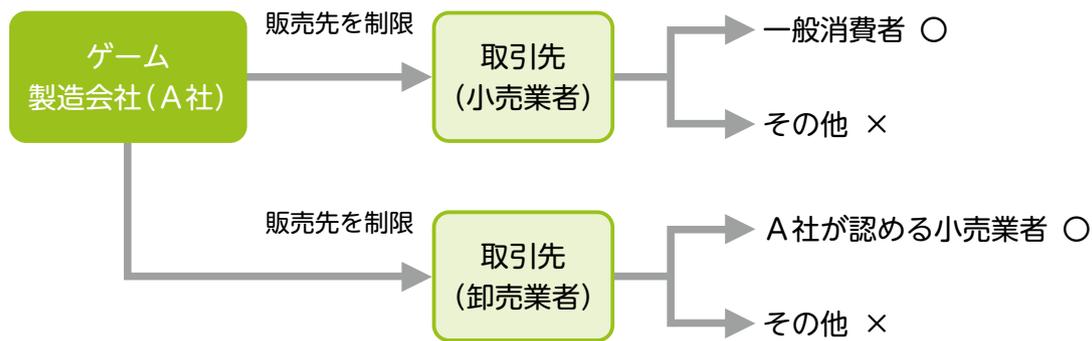
(1) 再販売価格の拘束

顧客に対し、正当な理由がないのに、その商品の販売価格（再販売価格）を定めてこれを維持させることや、相手方（顧客）の販売価格の自由な決定を拘束する条件を付けて商品を販売することは、不公正な取引方法に該当し、違法とされます。例えば、アイスクリームを製造販売する会社が、自社ブランド製品について、取引先の小売業者に対し、希望小売価格を維持させる条件を付けて供給を行う事例が再販売価格の拘束として問題とされました。



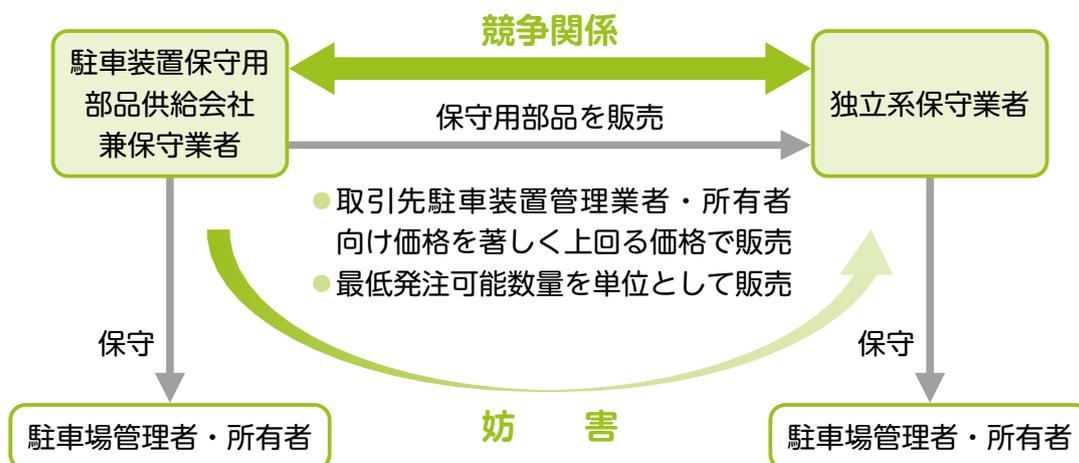
(2) 拘束条件付取引

顧客に対し、不当に販売方法、販売先、販売地域などを制限する拘束条件を付けた取引を行うことは、不公正な取引方法に該当し、違法とされます。例えば、あるソフトウェアをほぼ一手に仕入販売しているゲーム製造会社が、取引先小売業者等に対し、小売業者間での横流し禁止など販売先を制限する条件を付けてソフトウェアを供給するとともに、取引先卸売業者に対しては、その販売先を取引先である小売業者のみに制限させる条件等を付けてソフトウェアを供給した事例が問題とされました。



(3) 競争者に対する取引妨害

競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害する行為は、不正な取引方法に該当し、違法とされます。例えば、機械式駐車装置で専用の保守用部品を一手に供給する会社が、競争者である独立系の保守業者に対し、合理的理由なく、自社及び関連会社が保守契約を締結している駐車装置管理業者、所有者等向けの販売価格を著しく上回る価格で販売し、又は部品メーカー等に新たに製造販売を委託する場合の最低発注可能数量を単位として販売すること等により、独立系保守業者と同駐車装置の管理業者、所有者等との保守業務の取引を不当に妨害した事例が問題とされました。



3 事業者団体での活動で禁止されている行為

事業者団体は、互いに競争関係にある企業が接触する機会を提供するものであり、独占禁止法上問題のない有益な活動もある反面、同じ顔ぶれで始終顔を合わせていれば競争に係わる問題が取り上げられる危険性も高まります。

この際留意すべき点は、団体の意思決定は、総会や理事会などの正式な意思決定である必要はないとされることです。会合で違反行為の決定に反対した、あるいは会合に出席し

なかったというだけでは、団体の一員としての法的責任を免れることはできません。したがって会合の際に疑問を感じた時は、単に反対の意思表示をするだけでなく、協調する行為をとらないことが必要です。

「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（事業者団体ガイドライン）」によりますと、以下の行為等が法律に違反するとされています。

- ① 価格制限行為
 - ・ 価格等の決定
 - ・ 再販売価格の制限
 - ・ 最低販売価格の決定
 - ・ 値上げ率や値上げ幅の決定
 - ・ 安値品の買上げ
- ② 数量制限行為
 - ・ 数量の制限
 - ・ 原材料の購入制限等による数量の制限
 - ・ 数量の限度を示唆する基準の設定による数量の制限
- ③ 顧客、販路等の制限
 - ・ 取引先の制限
 - ・ 事業活動を行う地域や商品又は役務の種類等の範囲を事業者別に制限すること（市場の分割）
 - ・ 受注の配分、受注予定者の決定
- ④ 設備又は技術の制限
 - ・ 設備の新增設等の制限
- ⑤ 参入制限行為等
 - ・ 新たな事業者に対する商品の役務制限等による参入制限
 - ・ 過大な入会金等の徴収
- ⑥ 事業者団体が不公正な取引方法に該当する行為をさせること
- ⑦ 種類、品質、規格等に関する行為
 - ・ 種類、品質、規格等の制限行為
 - ・ 特定の事業者に対して差別的な内容の自主規制等を行うこと
 - ・ 自主規制等の強制
- ⑧ 営業の種類、内容、方法に関する行為
 - ・ 特定の販売方法を構成事業者が用いないことを決定すること

Ⅲ

違反するとどうなるか (独占禁止法の運用)

1 行政措置

(1) 排除措置命令等（7条、8条の2、20条）

公正取引委員会は、調査を行った結果独占禁止法違反を認めた場合には、違反者に対して排除措置命令を行い、違反行為を取り除かせ、再発防止策の徹底などを求めます。

調査を行った結果、法的措置をとるに足る証拠が得られなかった場合でも、独占禁止法違反の疑いがあるときは、公正取引委員会は違反の疑いのある者に警告を行い、是正するよう指導します。

更に、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られないものの、独占禁止法違反につながるおそれのある行為が見られた場合には、当該行為を行う者に注意を行います。

(2) 課徴金納付命令と課徴金減免制度（リニエンシー）

㉞ 課徴金納付命令（7条の2、7条の9、20条の2～20条の6）

公正取引委員会は、事業者が課徴金の対象となる独占禁止法違反行為を行っていた場合、当該違反事業者に対して課徴金を国庫に納付することを命じます。

◎対象となる行為

課徴金納付命令の対象行為とは以下のとおりです。

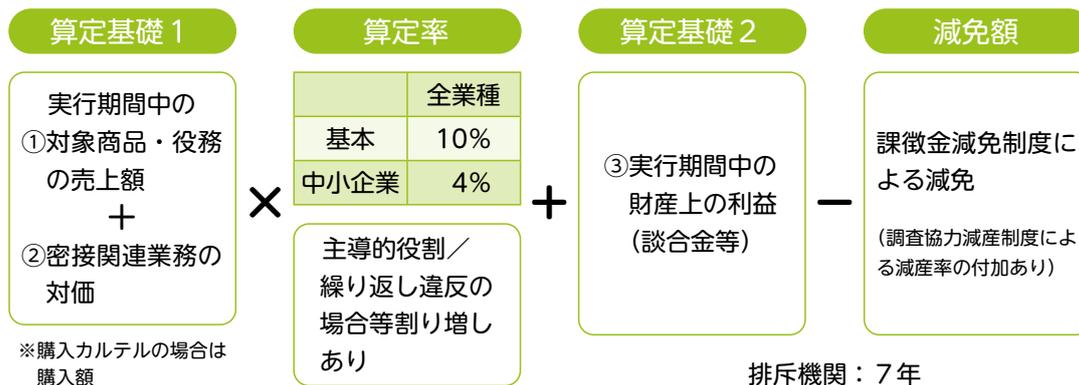
- ① 私的独占
- ② 不当な取引制限（カルテル・談合）
- ③ 不公正な取引方法のうち、
 - (ア) 共同の取引拒絶
 - (イ) 差別対価
 - (ウ) 不当廉売
 - (エ) 再販売価格の拘束
 - (オ) 優越的地位の濫用

※上記(ア)～(エ)は、公正取引委員会の調査開始日から遡って10年以内に同一の違反行為で排除措置命令か課徴金納付命令を受けた場合に限る。

※事業者団体が不当な取引制限と同様の行為を行った場合にも、課徴金納付命令の対象となる（8条の3）。

◎課徴金の額（7条の2等）

課徴金の額は、次の算式により算定されます。



※実行期間（違反行為に係る期間）：始期は、調査開始日から10年間遡及。

※算定基礎1の①対象商品・役務の売上額：私的独占及び不当な取引制限において違反事業者からの指示や情報に基づき対象商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等の売上も含まれる。

※算定基礎1の②密接関連業務：支配型私的独占及び供給に係る不当な取引制限において対象となる。詳細は、公正取引委員会のウェブサイト等参照。

(<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/katyokin.html>)

※算定率：

- ・行為類型により1%～10%と異なる。不当な取引制限（カルテル・入札談合）、支配型私的独占、事業者団体の競争制限は10%。
- ・同一企業グループ内に、中小企業以外の会社があれば軽減算定率4%の適用はなく、基本の算定率が適用される。

※課徴金算定額が100万円未満のときは納付を命じられない。

① 課徴金減免制度（リニエンシー）及び調査協力減算制度（7条の4～7条の6）

課徴金減免制度は、事業者が自ら関与した不当な取引制限（カルテルや入札談合）について（8条の3において事業者団体に準用される場合も含む）違反内容を公正取引委員会に申告した場合に、申請順位に応じて、課徴金が減免される制度です。これに加え、事業者の調査協力の度合いに応じて減算率が付加されます。

課徴金減免制度の申請は、公正取引委員会が指定するメールアドレスへ申請様式を電子メールで送信する必要があります。（公正取引委員会のウェブサイト参照。

https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/genmen_2.html)

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	【調査協力減算制度】 協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	－（対象外）
	2位	20%	＋最大40%
	3位～5位	10%	
	6位	5%	
後	最大3社 (調査開始前を含めて最大5社まで)	10%	＋最大20%
	上記以下	5%	

※調査開始日前に、1位で減免申請を行った事業者は刑事告発されないなど刑事罰の観点でも利点がある。

2 損害賠償・差止請求（25条、24条）

私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法を行った事業者や独占禁止法8条に違反した行為を行った事業者団体に対し、排除措置命令（又は課徴金納付命令）が確定した後は、被害者は、違反者に対し、損害賠償の請求ができます。この場合、通常の不法行為責任と異なり、事業者は、故意又は過失の有無を問わず損害賠償責任を免れることができません（無過失損害賠償責任）。

また、不公正な取引方法によって著しい損害を受けた、又は受けるおそれのある者は裁判所に対して差止めを請求することができます。

上記のほか、違反があった場合には、事業者等の信頼の失墜に繋がりますので、違反行為を行わないよう十分に留意することが重要です。

3 刑事罰（89条～91条等）

私的独占や不当な取引制限など重大な独占禁止法違反行為に対しては刑事罰が規定されています。

例えば、不当な取引制限（カルテル・談合）を行った場合は、

○違反行為を行った者（従業員等を含みます）に対しては、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科されます。

違反の計画や行為を知り、その防止・是正に必要な措置を講じなかった法人の代表者（事業者団体の場合は理事等）に対しても罰金刑が科されます。

○法人に対しては、5億円以下の罰金が科されます。

詳細は、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」（公正取引委員会のガイドライン）を参照ください。

(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa_files/kokuhatsuhoushin.pdf)

本書は、本書改訂時現在における独占禁止法に基づいて、公正取引委員会の資料などを参考に、一般的な教養としての法律知識の提供を目的に作成されたものであり、具体的な法的助言を行うものではありません。個別事案に関しては、最新の適用法令に基づいて、専門家の助言を受けるなどして、具体的事案に即して適切に判断を行う必要がありますので、ご注意ください。



GREEN PRINTING JPPI
P-B10029

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。